

群馬県立文書館

# 文書館だより

TEL 027 (221) 2346

URL <http://www.archives.pref.gunma.jp/>

第41号 平成15年10月

## 群馬県管内上野国全図

〔自明治二十三年至明治二十九年〕

郡市町村区域(新郡制) 議事録

〈今年度企画展「ぐんまの市町村合併の歩み

明37112/2

―行政区域の移り変わり― 展示資料〉



## 明治二十三年の郡制施行

による郡の分合

明治十一年の郡区町村編成法により、古来からの郡を行政区域として復活し、県内を十七郡に分けました。明治二十一年になると市制及び町村制が公布され、町村の規模を拡大して財政基盤の確立を図るため、町村合併が進められました。そして、明治二十三年の舊郡制によって、郡役所にも郡会が置かれ、郡は地方公共団体となることとなり、郡の分合を行うこととなり、明治二十七年に内務省県制局長より、本県での分合案を調査の上、若申するより機会があり、その時に作成されたのがこの図面です。

その結果、明治二十九年には、西郷馬場高山村を吾妻郡に、吾妻郡久賀村(現、新治村)を利根郡にというように、県内での村の再編も行われて、境界の変更により県内の郡は十二郡に分合され、同年八月より新郡制が本県でも施行されました。郡は起債権があったものの課税権がなく、各町村からの分賦金によって支えられていたため、大正十年になり郡制廃止の法律が公布され、大正十五年に郡役所も廃止となり、郡はもとの地理的名称に限り現在に至っています。

（古井高等学校における社会人講師による公開講座から）

## 二七物の「古文書」を見破る

公文書・古文書グループ 小澤 賢二

二、二七物の「古文書」はどこか「おかしい」

私が勤務する文書館には「古文書を解説してほしい」と「掛け軸」に書かれた「くすし字」や江戸時代の「寺子屋」で使用した教科書などの古い時代の資料を持参されて見せる方がいらっしやいます。

けれどもこれらの資料は「古文書」ではありません。「古文書」とは、「古い」時代に作られた「文書」、つまり「発行者」「作成者」と「宛先」「受給者」が記されている「公文書」や「私文書」などを指すものなのです。

ですから「卒業証書」や白鶴半の「免許証」そして「お布施」も年月がたてば「古文書」になりますが、みなさんが使用している「教科書」は「古文書」ではなく「古書」になるわけです。

「古文書」は契約に関する書類などが多いのですが、書類の「書き方」には「あまり」があります。その「あまり」を知らずに、後世の人が「古い」時代に作られた「文書」をマダマで作った二七物の「古文書」にはどこか「おかしい」部分があるものです。

中央公論社が出した「マンガ日本の古典」という企画に「つのだじろう」が著した「怪談・小泉八雲」という作品があります。この中に収められた「怪談」といふ物語の一部を「聴く」ください。

左下のマンガに描かれた代官の「偽の特命証文」はマンガの世界でも「二七物」ですが、古文書学の立場でもこれは立派な「二七物」です。

まず、マンガでは特命の金額である千二百一十兩を「金銀両式百拾五兩」としていますが、特命証文では「金銀両式百拾五兩」というように金額の初めには「二」を五厘には「息」を記入しなければなりません。この「二金一息」という言い回しは現代でも使われています。



マンガ日本の古典22 『怪談』

著者 つのだじろう 1966年 中央公論社



注：右の金額は1994年に改定した。元禄は慶応の通算で通帳に記入する習慣は、町奉行時代には通帳の記載を怠らなかつた。本稿の金額は「寛政」時代の通帳記載に準じている。

また、代官の署名の下に花押というデザイン化されたサインがあります。この花押に揃えて、更に印鑑が押されているのはほとんど常態であり、不自然です。

二、二七物の「古文書」は同をお手本にしたか？

二七物の「古文書」の多くはある種の「お手本」をもとに作られているものです。このマンガに描かれた代官の「偽の借金証文」(「行」)も例外ではありません。実は借金の金額の次に書かれた本文を見るとその「お手本」が浮かび上がってきます。

皆さんもこの本文は「三行」ブラス「半分の行」の形式で書かれているのに気づくでしょう。江戸時代に夫が妻に贈るために手改した「離縁状」は「三行半」の形式で書かれており、そのため「みくたりはん(三行半)」と呼ばれています。

このマンガに描かれた代官の「偽の借金証文」の記述内容も「借金証文」ではなくて、明らかに「三行半」の「離縁状」なのです。

しかもこの「離縁状」は通称で

### 「偽の借金証文」

借用一札之事  
金巻軒式百拾壹兩  
深厚宿縁浅(浅)薄之事  
不有私 後日難勉  
縁一言違乱無之  
仍如件  
弘化四年 赤治右衛門(印)(花押)  
八月日 當五郎との  
弘化四年 赤治右衛門(印)(花押)  
八月日 當五郎との

### 「離縁状」

新納一札之事  
一深厚宿縁浅(浅)薄之事  
不有私 後日難勉  
縁一言違乱無之  
仍如件  
弘化四年  
八月日 當五郎時  
あきとどの

離別一札之事

一深厚宿縁浅(浅)薄之事

不有私 後日難勉

縁一言違乱無之

仍如件

弘化四年

八月日

當五郎時

因治郎(印)

あきとどの

(群馬県新田郡原島町にあった同宗の駆け込み寺)「離縁状」であって、研究者にはよく知られている「古文書」です(先ず)。「あき」は、前夫と離婚して「因治郎」と再婚しましたが、再婚後まもなく前夫との復縁を願い、弘化四年(一八四四)八月「因治郎」にこの「離縁状」を書かせたのです。

三、なぜ二七物の「古文書」を作ったのか？

ホンモノの古文書つまり「離縁状」は高木保氏の著書「二くらり半と縁切り券」(一九九二年 講談社刊)一五八頁に写真で収録されているものです。

マンガ家はこれを切り取って利用したことが容易にわかります。

「読者にはわかるはずはない！」と思っただけかもしれませんが、古文書を仕事にしている私たちに、その「お手本」までも容易に写取られてしまったわけです。

それにしても本来「離縁状」であった古文書が、マンガの世界で「借金証文」で改竄されて、「入会書」になっているのも考えものです。



新たに閲覧できる

## 古文書

閲覧点検等を終え、新たに閲覧利用できる書類・書誌古文書は次のとおりです。

### ○高橋町・横山豊町区有文書

江戸時代中から昭和三〇年代頃までの総点検一四六九点に及ぶ文書群です。

近世文書が六〇点以上明治期以降の近代村行政文書が中心で、土地・土木関係文書がかなりの部分を占めています。

なお、「群馬県立文書館収蔵文書群」引集に分類目録を掲載しておりますのであわせてご利用ください。(P.八二二)

### ○赤城村第八区有文書(数島)

群馬多野郡赤城村(数島村)、現赤城村第五区に伝わる江戸時代慶安年間から昭和

三〇年代までわたる約二四〇〇点の文書群です。今回は、特に宗澤水寺関係や幕末の助郷関係の古文書など六六〇点を閲覧公開しました。(P.八二二)

○赤城村第七区有文書(轟井小田田)

群馬多野郡轟井小田田村、現赤城村第七区が歴代区長の下で管理してきた明治一〇年代から昭和三〇年代までの収受文書および引継文書で、総点数は一三二七点です。昭和一〇年九月の大水害関係文書も含まれています。(P.八二二)

### ○赤城村第八区有文書(長井小田田)

群馬多野郡長井小田田村、現赤城村第八区が歴代区長の下で管理してきた明治八年から昭和三年までの収受文書および引継文書で、総点数九三三点です。地券名寄帳、通知書帳、通達書帳等のほか、引継資料の中には記録帳も含まれています。(P.八二二)

○赤城村第九区有文書(深山)

群馬多野郡深山村、現赤城村第九区に伝わる法皇山山村名主文書と近代村行政文書一六六六点です。享保期から昭和三〇年代までの文書を含み、内容は多岐にわたります。(P.八二二)

新たに収録された

## 古文書

平成十五年一月以降、当文書館へ寄託、寄贈された古文書は次のとおりです。

○群馬市本町・岩内政司氏収蔵文書  
高橋の商人関係文書約一五〇点で前記書中の前半部などです。(追加書誌)

○群馬多野郡土庫村・小暮区有文書  
富士見村小暮区(北、軽井、安城、所

谷川、高森)に伝わる近世小暮村関係文書と近現代の行政文書約三〇〇点です。明治初期の村の切り絵図のほか、大数若

親六百巻も含まれています。(書誌)

### ○群馬多野郡土庫村・中島区有文書

近世中島村と近現代中島区関係文書など約三〇〇〇点です。近世文書には、村明細帳、名寄帳のほか土地、年貢、訴訟に関する文書が、近現代文書には区の収受文書のほか消防団、婦人会関係の文書が含まれています。(書誌)

○渋川市・門倉善太郎家文書  
群馬山形名神社宿坊に伝わる文書、戦

後の配札の様子を記した日記帳、書状など約一〇〇〇点です。(追加書誌)

○群馬市楯田町・渡辺精一家文書  
江戸時代の版本や複製した県内外の古文書、あわせて二〇〇点余です。(書誌)

○高橋市井野町・大橋徳義家文書  
俳句集などです。(追加書誌)

○高橋市笠幡町・可西清一家文書  
昭和三十八年であった清二氏が所有していた大正期から昭和戦中の軍事関係の地図類は数十点です。同時に軍事関係の図書二〇〇冊余も寄贈図書として受け入れ

ました。(書誌)

○高橋市江木町・豊田坊輔家文書  
江戸時代の版本類十数点と五人組改帳などの古文書数点です。(書誌)

○多野郡新町・渡辺良一家文書  
戦時中の東京、満洲などの地図のほか、防空絵解きなど一較家関係の書です。(書誌)

マイクログラフ文書では次のものです。

○利根郡新治村・新治村教育委員会文書  
旗ヶ京岡関係の文書約一〇〇〇点です。

高野共五左衛門氏執事書も二点含まれています。

○西条郡中之条町・一場家文書  
中之条町歴史民俗資料館に収蔵中の文書八点です。真田氏関係の文書や一浅間

焼出し大変じり」等です。

○多野郡上野村・黒澤若草家文書  
土石街道白井間所関係の文書約一九〇点です。

○多野郡上野村・高橋正徳家文書  
土石街道白井間所関係の文書など約四六〇点です。

○吾妻郡碓氷村・黒岩タキ家文書  
大館岡所や大館村関係の文書約五四〇点です。碓氷取引文書も含まれています。

○吾妻郡吾妻町・大沢区有文書  
大沢区所有の古文書で、大沢岡所や大

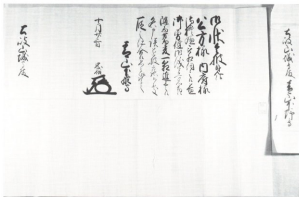
沢村関係の文書約八〇〇点です。

○吾妻郡吾妻町・吾妻町教育委員会文書  
江戸時代の原町に関する文書を中心に約三〇〇点です。

○明治三(寛土誌)  
新たに十四冊を撮影いたしました。

なお、撮影済みの郷土誌は今年度中に順次公開を開始する予定です。

# 古文書解説コーナー



前橋市城東町 角田光枝家文書 請求番号9004・文書番号126 (縦40.6cm×横56.7cm)

## 老中奉書にみる將軍と大名

今回の解説資料は、沼田藩主に宛てた「老中奉書」です。

「老中奉書」は、江戸幕府の將軍の命令を老中が奉じて諸大名などに伝える文書のことです。幕政上重要な文書です。

その内容は、幕府の命令や許可を伝えるものほか(例) 城の修理など、今回取り上げた文書のように、諸大名による將軍への禮儀贈いや献上物に対する謝意を伝えるものも多数あります。後者のものは、「御状令様見候」で始まることの特徴があり、老中奉書の中でも「老中五札」と称される様式です。また、「恭々謹言」で文が終わっているのは書状風の形式ですが、これは老中奉書の特徴です。

この文書では、沼田藩主土城山城守頼朝が、第十一代將軍家斉(公方様)と此子家康(内府様)に禮儀贈いと謝意を献上したことに対し、時の老中青山忠相(丹波橋山藩主)が家斉と家康の謝意を伝達しています。老中奉書は一般的に具体的年代が記されませんので、年代の見当の付け方を紹介します。

発行者である青山忠相の老中有職期間は大文化元(一八〇四)年から天保六(一八三五)年まで、將軍は第十一代家斉(内府(内大臣の異称))は將軍世子家慶(後の第十二代將軍)です。家康の内太

田算進は文政五(一八二二)年一月であり、沼田藩主の土城頼朝は藩主在任中の文政九(一八二六)年九月に死してまゝすから、この文書は文政五(一八二二)年から同八(一八二五)年までのものと判断するわけですね。

料紙は、大奉書紙の折紙八ツ折、村方文書とは違い、厚手で白く、気取った風格があります。間紙室で書面に文書に触れ、内容の他にも紙質や文字のくすぶり方など、近世の武家文書を味わってみるのもよいでしょう。

### 【原文】

御状令様見候  
 御儀禮被頼一何之候、茲  
 御頃雙御儀禮、可被心算候  
 隨儀美一輪老上之候  
 各申、謹言被高候、  
 一段之仕合候、恭々謹言

青山忠相

十月廿三日 忠相(花押)

土城山城守殿

# Q&A レファレンス コーナー

Q 「一」生に一度は」と書かれた伊勢参りについて、江戸時代上州からどんな旅をしたのでしょうか？

A 市民の伊勢参りへの参拝は、鎌倉時代神官が御師となり諸国を巡回して信仰を求めたことに始まります。江戸時代には、参詣のための団体として各地に伊勢講が組織され、さらにはおかげ参り、旅計参りの流行によって最高潮に達しました。

上州からの伊勢参りについては、県内にも数多くの旅日記や道中日記が残され、伊勢崎藩区集原順徳の「伊勢参宮日記」(寛文元年)がよく知られていますが、ここでは安政四年(一八五七)群馬郡高村(群馬町)木村孫三郎の記した「道中日記」(思安収養資料本村木村源太郎家文書)により旅の行程を紹介します。

同行の人数は不明ですが、十二月十六日飯草を越え、横川の関所を通り清水峠を越え、小泉、関所を経て美光寺を参詣し、中山道本郷路を通り名古原・美光を経て二十九日伊勢に到着、御師の家に泊まり内宮・外宮を参拝しています。そこから、長谷・赤良、高山山・大坂の

名所をめぐる、一月十三日(西宮)(大坂)より船止まり(二泊)より船で四国丸に乗り、金澤参宮を参詣の後、再び西宮へ戻り京都で二泊、亀山・四日市(参詣)へ、掛川より秋葉神社を参詣し、青森峠を越え、高遠を通り諏訪、塩名田、松井田そして「一」四日市高崎に到着しました。約四十六日に渡る旅でした。

また、日記には横川の関所の手形代や宿代のほか、船賃し、案内、ちやづけ、わらし、参詣い、お守り代などが記され、旅の経費額は、およそ三兩二分でした。そして、伊勢参りの土産として、手ぬぐい、風物敷、絵扇、梓川木、博多人丸、扇などを購入し、参宮見舞いを寄せてくれた人々に配っています(上記文書「伊勢参り御札和紙」)。

上州からの参詣は、慶応期の十二月から四月と初までの四十、六十日の日程で、伊勢のみ旅に終わらず、関西地方や江戸見物などを楽しみながら帰村する。宿場と物見山を兼ねた大旅行でした。

一方、伊勢参りの道中、諸国の関所に提示した拝末手形には、関所の通行許可願いのほか、旅の途中に亡くなった場合の止痛願い、さらに病死した時の処置願いが書かれており、江戸時代の旅状の類しさもうかがえます。

## 市町村史編さん室紹介 館林市史編さんセンター

館林市は平成十六年に市制五十周年を迎えますが、その記念事業の一環として「館林市史編さん事業」が位置づけられ、平成十三年度からスタートしました。本市は、市制十周年を記念して刊行した「館林市誌自然篇」(昭和四十四年)と「館林市誌歴史篇」(昭和四十四年)があり、今回の編さん事業は約四十年前ぶりになります。平成十三年に編さん委員会を設立し、基本計画をまとめる一方、専門委員会や調査協力委員会などを順次組織し、資料調査もようやく軌道に乗り始めました。

今回の「館林市史」は、通史編三巻、自然編一巻、資料編・特別編十二巻の合計十五巻の刊行を計画しています。特に、今回の通史編さんの基本方針に、①館林の地域的特色である「水」との関わりを、②時代や各分野の共通テーマとする、③時勢とともに移り変わる生活の変遷を、④写す、⑤館林の地理的特色を捉え、⑥現在行政区にこだわらず、歴史郷土には、⑦歴史を越えた広域圏との関わりを明確にする、⑧という三項目を盛り込み、館林の地域的特色を追求することで、今後のまちづくりの指針となる市史を目指しています。

第一巻目は、平成十六年度の市制五十周年記念として特別編「館林とワタジ」を刊行する予定です。これまでの調査の過程で、公立文書館の行政文書の山内で新に見出された幕末期の古文書が、つづきが同公園の歴史がかなり明確になり、現在編集を進めているところです。



近世部会による古文書調査

一方、スタートはしたものの、編さん事業をとりまく環境は大変厳しく、予算措置や職員配置など、今後の調査体制に不安材料があるのも事実です。しかし、地域の埋もれた文化遺産の発掘、収集や調査研究を組織的に進める最大の機会であることから、これを未来のまちづくりにつなげられるよう、今後の編さん事業に取り組んでいきたいと思えます。

「館林市史編さんセンター」 岡田彰子

# 告知板

○「群馬県行政文書件名目録」第14集  
(大正期学芸編Ⅴ)の発刊

本目録は「群馬県行政文書件名目録」第14集(大正期学芸編Ⅴ)の分類項目「学芸」に類別されている四二二冊のうち、(学)事誌会、(学)事見解、設立廃止、教育費、校地校舎、官立学校、中等学校、私立学校、幼稚園、図書館、御影彫刻、校規、教科用図書、鏡字、音感試験、福利厚生、叙位叙勲、服務従事、学校衛生、史跡名勝天然記念物、その他」に属する二〇五四件を収録した件名目録です。

●刊  
本目録は「群馬・高崎地区漢文書目録」として、高崎志願小庭町の「頼小庭町区有文書」一四六九点、「高崎市京町町の京々島公民館文書」九三三点、群馬町中葉の「頼山陽二部家文書」三三三〇点、藤名町藤名山の「角野善太郎家文書」二二一点の四件、総計五三三三点を収録しています。

平成十五年年度企画展・特別展

「くまの市町村合併の歩み

―行政区域の移り変わり―」のご案内

▽期日 十月十八日(土)

十一月二十一日(日)

▽会場 文書館一階展示室 観覧無料

江戸時代、郡内には、千二百あまりもの村があり、大名や旗本などの領地がモザイク模様のように複雑に入り組んでいました。明治になり、廢藩置縣のあと、行政区域として大区小区制が新たに敷かれました。その後、市制・町村制公布にともなう明治三十一年から町村合併が進められ、その結果、新町村数は二百六になりました。昭和に入り、二十八年に町村合併促進法が公布され、昭和の大合併が起こり、三十六年の新市町村数は七十五となりました。四十年に公布された「合併特例法」は度々延長・改正され、平成になった今日、全国的に市町村合併が関心を集めています。県内でも、四月に新しく滝波町が誕生し、市町村数は六十九になりました。

今回の展覧では、江戸時代から、明治・大正・昭和・平成と、群馬県の市町村合併の歩みを紹介します。

なお、十一月十三日(木)・十九日(水)は、県庁一階市民ホールにおいて同じテーマで特別展を開催いたします。

# あゆみ

(平成15年1月～9月)

- 1・18 ふるさと古文書講座(安中市・桐生市)(11/25)
- 1・31 「くまの史料研究」第20号刊行
- 2・11 平成14年度収蔵文書展②「群馬の交通史(上)―道路と河川―」(15/25)
- 2・15 文書館運営協議会開催
- 3・31 「群馬県行政文書件名目録」第14集、「群馬県立文書館収蔵文書目録」第21集(群馬・高崎地区漢文書目録)・文書館紀要「双文」第20号刊行
- 4・1 総務省及議定会総務省及グループに、行政文書課と古文書課を公文書・古文書グループに組織改

正  
収蔵文書目録検索システム運用開始

- 5・7 文書調査員会議開催
- 5・23 群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会(群馬文協)総会開催
- 5・31 古文書解説人同講座(16/25)全4回
- 6・20 行政文書管理責任、引継、収蔵作業開始

- 7・4 平成15年度収蔵文書展(1)―上州のかくれキリシタン―江口恭府の宗教政策―(11/10/4)
- 7・22 文書館運営協議会開催
- 7・26 長岡古文書解説講座(11/12/13、全16回)

ホームページをリニューアル。  
アドレス変更をしました！  
ホームページの更新とともに、インターネット上で最新情報の日録検索が一部できるようになりました。新しいホームページアドレスは <http://www.archives.pref.gunma.jp/> です。ぜひアクセスしてください。

## 案内図



発行 行/群馬県立文書館  
〒370-0003 群馬市文京町1-1-1  
印刷 印刷/松本印刷工業株式会社  
〒370-0003 群馬市文京町1-1-1  
電話 0272-22-1111  
ファクス 0272-22-1112